※ 特に注釈のない場合、平成24年4月1日から平成25年3月31日の状況です。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

1－1 職員の任免について

ア 採用の状況（平成24年度試験）

区分		上級	初級	任期付	合計
行政職	事務・技術	5人	7人	16人	28人
労務職	調理士・用務員	0人	0人	0人	0人
合計					28人

イ 退職者数の状況（平成24年度中）

区分		定年	勧奨	死亡	自己都合	その他	合計
行政職	事務・技術	13人	2人	0人	2人	1人	18人
労務職	調理士・用務員	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合計							18人

ウ 再任用の状況（平成25年4月1日現在）

再任用制度は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4及び第28条の5の規定により、高齢職員の知識、経験を活用することなどを目的として実施するものであり、再任用を希望する退職職員を選考による能力実証を経て任用しています。

任用形態は、一般職員と同様の時間での勤務となる常時勤務職員と一般職員より短い時間での勤務となる短時間勤務職員があります。

区分		常時勤務職員	短時間勤務職員	合計
行政職	事務・技術	2人	2人	4人
労務職	調理士・用務員	0人	0人	0人
合計				4人

1－2 職員数について

区分	平成24年4月1日 現在職員数	平成24年度中 退職者数	平成24年度中及び 平成25年4月1日 採用者数	平成24年度中 転任職員数	平成25年4月1日 現在職員数
行政職	323人	20人	33人	－	338人
労務職	14人	0人	0人	2人	12人
合計	337人	20人	33人	2人	350人

（注）1 行政職とは労務職を除いた職員です。
2 労務職とは主に保育所調理士や学校用務員などです。
3 退職者数と採用者数の中に宮城県からの自治法派遣職員2人が含まれています。
4 採用者数の中に常時勤務職員の再任用職員2人が含まれています。

１－３部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

区分 部門			職員数 平成24年	職員数 平成25年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	5人	6人	1人	常任委員会の増加に伴う業務増
		総務	85人	94人	9人	復興業務に関する業務増
		税務	11人	11人	0人	
		民生	81人	77人	▲ 4人	震災復興業務への人員確保のための減
		衛生	24人	22人	▲ 2人	震災復興業務への人員確保のための減
		農林水産	18人	18人	0人	
		商工	6人	5人	▲ 1人	震災復興業務への人員確保のための減
		土木	34人	43人	9人	復興業務に関する業務増
		計	264人	276人	12人	＜参考＞（平成24年） 人口1万人当たり職員数 65.1 人 （類似団体の人口1万人当たり職員数 71.7 人）
	教育部門		47人	50人	3人	復興業務に関する業務増
	消防部門					
	小 計		311人	326人	15人	＜参考＞（平成24年） 人口1万人当たり職員数 76.69 人 （類似団体の人口1万人当たり職員数 94.66 人）
公営企業等会計部門	下水道		11人	11人	0人	
	国保・介護・後期高齢者		15人	13人	▲ 2人	震災復興業務への人員確保のための減
	小 計		26人	24人	▲ 2人	
合 計			337人 [410人]	350人 [430人]	13人 [20人]	＜参考＞（平成24年） 人口1万人当たり職員数 83.1 人

（注）1 職員数には教育長を含みます。
2 [ ]内は、条例定数の合計です。（ただし、条例定数には教育長は含まれません）

１－４年齢別職員構成の状況（平成２５年４月１日現在）

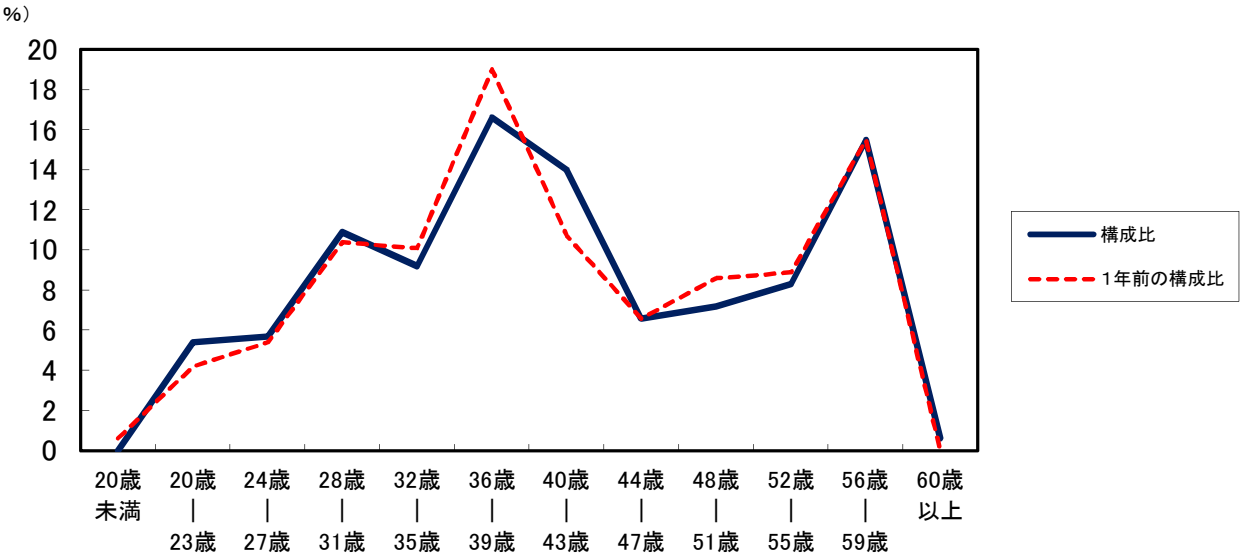

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 19	人 20	人 38	人 32	人 58	人 49	人 23	人 25	人 29	人 54	人 2	人 349

（注）　職員数には教育長は含まれておりません。

１－５　職員派遣の状況について

東松島市では他の地方公共団体等と人事の交流を行っています。

ア　派遣している職員

区分		派遣先	人数	内容	派遣期間
24年度	1	宮城県後期高齢者医療広域連合	1	派遣	４月～３月
25年度	1	宮城県後期高齢者医療広域連合	1	派遣	４月～３月

イ　派遣されている職員

区分		派遣元	人数	内容	配属期間	配属先
24年度	1	宮城県	1	派遣	４月～３月	生涯学習課
25年度	1	宮城県	1	派遣	４月～３月	生涯学習課

（注）　震災復興業務に係る他県他市町村からの自治法派遣職員（以下、「自治法派遣」という。）は除いています。